

インターネット接続サービス利用規約

第1章 総則

- (利用規約の適用)
第3条 株式会社ファースト(以下、「当社」といいます。)はインターネット接続サービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、利用規約に基づきインターネット接続サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けものとします。
3 この利用規約に定めのない事項については、「インターネットサービス規約」に準ずるものとします。

(利用規約の変更)

- 第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワークID	当社が契約者に対し付与する PPP ログイン名
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与する PPP パスワード

- (サービスの提供地域および提供範囲)
第4条 本サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続先までとします。
2 契約者が当社が相互接続する電気通信事業法にいう電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、インターネット接続に契約することになります。

第2章 規約

- (契約の締結)
第5条 一方の本サービスに対し、それぞれインターネット接続サービス契約(以下、「本契約」といいます。))を締結するものとします。
2 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本規約とともに特約も遵守するものとします。

(サービスの種類)

第6条 本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は別途定めるとおりとします。

(ID、パスワードおよびドメイン)

第7条 当社は、基本サービスの提供にあたりネットワークIDとネットワークパスワード、および使用するドメインを定めます。

(権利の譲渡等の制限)

第8条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または第三者に利用させることはできません。

(最低利用期間)

第9条 契約者の最低利用期間は、第11条に定める利用開始月の翌月1日から24ヶ月間とします。

第3章 申込および承諾

- (契約申込の法)
第10条 本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。
2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。
3 利用申込書その他当社に提出したく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供するにことについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供するのを承諾するものとします。

(契約申込の承諾)

- 第11条 当社が、基本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。基本サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。
2 当社が、オプションサービスに関する利用契約の成立日は、利用開始日より契約者に通知します。オプションサービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。オプションサービスの利用は、本サービスの利用に準じます。
3 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
4 当社は、次の場合に限り、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
(1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
(2) 本サービスの申込をした者が当該提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、またははるおそくがあるとき。
(3) 本サービスの申込をした者が第20条(提供停止)第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
(4) 本サービスの申込をした者が第20条(提供停止)第1項各号に該当しないとき、または、当該提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ってきたことがあるとき。
(5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
(6) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
(7) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。
(8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を告知します。

第4章 契約事項の変更

- (契約事項の変更)
第12条 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。
2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
3 当社は、第11項の請求があった場合には、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

(契約者の名称等の変更)

第13条 契約者は、以下に各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出ることがあります。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- 社名または名称
- 住所
- 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- 当社に届け出した請求書送付先、口座振替口座に関する事項

(契約者の地位の承継)

第14条 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨を当社に当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知を受領後30日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がその解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対して行っている一切の債務を承継するものとします。

第5章 契約者の義務

(ID、パスワードの管理)

- 第15条 契約者は本サービスにて提供される ID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正利用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正利用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
2 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
3 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

(技術基準の維持)

第16条 契約者は、第42条に定める技術的条件を遵守するものとします。

(電子メールの送信)

- 第17条 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届けた出達連絡先メールアドレスに確実に到達しようようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうとします。
2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

(禁止行為)

- 第18条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
(1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
(2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またははるおそれのある行為。
(3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
(4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
(5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またははるおそれのある行為。
(6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またははるおそれのある行為。
(7) 虚偽の情報を意図的に提供することを旨とする行為、あるいはそれに類似する行為。
(8) 虚偽の情報を違法に違反する行為、またははるおそれのある行為。
(9) 公衆送信法に違反する行為、またははるおそれのある行為。
(10) 無断録音録(「ねむす録」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
(11) 知的財産、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、またはそれに類似する行為。
(12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風俗適正化法」といいます。))が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
(13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。))が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
(14) 当社が、第三者の提供を妨害する行為、またははるおそれのある行為。
(15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは悪用において本サービスを利用する行為、またははるおそれのある行為。
(16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クッキング行為、アタック行為、およびはるおそれのある第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは悪用において本サービスを利用する行為、およびはるおそれのある第三者の運用する情報処理設備等、あるいはそれに類似する行為。
(17) 無断で第三者のウェブサイトに不正にアクセスする行為、またははるおそれのある行為。
(18) 第三者の悪意を起す、もしくははるおそれのある電子メール(嫌がらせメール、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
(19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいははるおそれのあるコンピュータプログラムを本サービスを利用して使用する行為、第三者に提供する行為、またははるおそれのある行為。
(20) 第三者の提供を受ける行為は、あるいはスタイルID等の高額の通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
(21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
(22) 他人のIDおよびパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
(23) その他、当社が別途規定する行為。
2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
3 第1項第12号および第13号については、風俗適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていること、当社が確認できるものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、この場合において、当社が適正に事業運営であると当社が判断した場合は、第20条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を講ずることがあります。
4 契約者が第1項で規定する禁止行為を行っている当社で判断した場合、当社は、第20条(提供停止)に定める措置を行うほか、に、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第6章 利用の制限、提供停止、提供中止および本サービスの廃止

(利用の制限)

- 第19条 当社は、災害事象その他の非常事態が発生し、または発生のおそれがあるとき、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。
2 サービス提供の時間帯制の範囲とし、1 日あたり30分(キガバイト)以上のデータをインターネットに送信しているお客様のうち、当該サービス利用の制限の対象である旨をFAIにて個別にお知らせします。その後ご利用状況に改善がみられない場合は、以上の通信速度を2、8Mbpsに制限します。制限期間にするに4週間となり4週間経過後、制限対象外となります。ただし、2回目の場合は本サービス解除まで制限対象となります。

(提供停止)

- 第20条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるとします。
(1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
(2) 第5章に定める契約者の義務に違反した場合。
(3) 当社が提供するサービスに干渉し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な費用や重大な支障(設備やデータの障害を引き起こすこと)を生じさせたとき。
(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が当該内容で当社が判断する相当の理由があるとき。
(5) 料金徴収代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用することができなくなったとき。
(6) その他、当社が不適切と判断する行為をしたとき。

- 2 前項に規定する行為は、当該契約者に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為の一部の提供を停止することができるとします。
(1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
(2) 第5章に定める契約者の義務に違反した場合。
(3) 時に多数の電子メールを送信する場合において、直接または間接に当社の通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき認められる場合に限り、第三者の電子メールの送信を中止させる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずる場合があります。
(4) フレッツ接続サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや重大なアクセスのあるサーバを設置するなどにより、ファイル転送のコンピュータプログラムを常時起動して使用するなどして、フレッツサービスで提供している通信帯域を当該契約者だけが一定割合以上占用してしまうような大量の通信量を継続的に発生させ、他の契約者の通信に支障が生じたりする場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずる場合があります。

⑤ 当社のネームサーバ(DNS)に対し、コンピュータまたは通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ(query)を送信し、当該問い合わせに対して、本サービスや支障を発生させ、ネームサーバの円滑な提供に支障を生じると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせを一旦停止し、当該支障を解消するまでの期間に限り、当該契約者に対し制限を行います。
⑥ 当社は、契約者の登録した住所等の住所管理に関する情報等が、当社の定める基準を超えた場合または第18条(禁止行為)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送しなご配送を停止することがあります。

- 4 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

(提供中止)

第21条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- 当社の通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- 当社が設置する通信設備の損害等やむを得ないとき。
- 第19条(利用の制限)に基づき、当社は、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(本サービスの廃止)

- 第22条 当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することができます。
2 本サービスを廃止する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。
2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第7章 契約の解除

(契約者が利用契約の解除)

- 第23条 契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。
2 前項の通知を受領した日(属する暦月末日を解約日とします。ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日まで)が5

日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

(当社が行う利用契約の解除)

- 第24条 当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。
(1) 第20条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合において、停止の日から10日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
(2) 第20条(提供停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
(3) 第11条(契約申込者の承諾)第4項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。
(4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社が定める期間内に届け出ない場合。
(5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき。
(6) 第22条(本サービスの廃止)に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。

第8章 料金等

(料金の額)

第25条 当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、別途定めるとおりとします。

(料金等の支払義務)

- 第26条 契約者は、前条(料金の額)に規定する料金を支払う義務を負います。
2 契約者は、第4条第2項による契約に関して、当社が相互接続をする電気通信事業法にいう電気通信事業者に対し、支払いを要しません。
3 当社が、第11条第4項の規定に従い、本サービスの利用の申込を承諾しなかった場合において、本サービスの申込をした者が利用の申込をなした時点で本サービスの利用の申込を承諾しない旨の通知を受領するまでの間に、本サービスを利用した場合には、当社は当該利用者に対し、利用期間に応じ日割で計算した料金相当額を請求できるとします。

(料金の測定)

第27条 本サービスが利用契約が第9条に定める最低利用期間を経過する前に解除されたときにおいても、契約者は、別途定める計算方法に従い計算された当該最低利用期間に対応する料金を支払わなければならないとします。

(料金等の支払方法)

第28条 契約者は、弊社が定めた支払方法の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に關する細目事項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する方法によります。また、契約者が当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(割増金)

第29条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(延滞利息)

第30条 契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。))について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払い期日の翌日より支払の日の前日までの日数について、年14.6％の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(割増金等の支払方法)

第31条 第29条(割増金)および前条(延滞利息)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税)

第32条 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に關する法のの規定により当該支払について消費税および地方消費税が課課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第33条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(債権回収の委託)

第34条 当社は、本サービスの料金等の当社への債務の支払いを怠った場合に、当社が当該債権の回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」により法務大臣の許可を受けた債権回収代行会社に委託することを、あらかじめ承諾するものとします。

第9章 損害賠償

(損害賠償の範囲)

第35条 当社は、本サービスを提供するサービス全般において、当社が責に帰すべき理由により、契約者に対し、本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを完全に受け利用できない状態にあることを当社が知りた時刻から起算して、連続して24時間以上、本サービスを受けられなくなったこととに限り、損害の賠償をします。
2 前項の場合において、当社はその料金月における基本料金額を限度として、その日数に対応する本サービスの基本料金額を賠償の範囲とします。
3 前項の場合において、一般第一種通信事業者に起因する理由により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

(免責)

第36条 契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失した)ことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがこれに限定されないを負うことであっても、当社は、その原因の如何を問わず、前条(損害賠償の範囲)で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

第10章 雑則

(当社の装置維持基準)

第37条 当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

(利用責任)

第38条 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

- 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対してその損害を賠償するものとします。

(守秘義務)

第39条 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報を個人情報保護法(計基法)に基づき、利用、保管、管理するものとします。

(管轄裁判所)

第40条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第41条 本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

(技術的条件)

第42条 本サービスにおける基本的な技術的事項は、別途定めるとおりとします。

平成23年 2月1日 制定

平成24年 10月1日 一部改定

運営・請求会社 株式会社ファースト 東京都江戸川区一之江 8-17-7 ファーストビル

お問い合わせ先 03-5662-9131(土日祝祭日および当社指定休日を除く 9:00~18:00)